

公益財団法人医療研修推進財団役員等の報酬並びに 費用等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人医療研修推進財団(以下「本財団」という。)の定款第16条第1項及び第33条第1項の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 これに定める役員等の範囲は

- (1) 定款第13条に定める評議員
- (2) 定款第26条に定める会長
- (3) 定款第27条に定める理事長、常務理事、理事及び監事とする。

(報酬の支給)

第3条 本財団は、第2条の役員等については非常勤扱いとし、職務執行の対価として、定款第16条第1項及び第33条第1項に定める報酬を支給することができる

- (1) 理事長及び常務理事 日額 25,000 円
- (2) 理事長及び常務理事以外の役員等 日額 15,000 円
- (3) 報酬は、日額の場合は翌月の25日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、前々日(その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日)に、支給定日が土曜日に当たるときは前日に支給する。
- (4) 報酬は、通貨をもって直接役員に支払うものとする。ただし、役員の申し出により銀行等の指定口座に振り込むことができる。

(費用)

第4条 定款第16条第2項及び第33条第2項に定める費用として、職務の遂行に発生する旅費交通費を弁償することができる。

(退職金)

第5条 役員等に退職金は支給しない。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付則

この改正は、公益財団法人への移行の登記の日から実施する。

(平成24年1月12日理事会議決)